



鳥取県公報

平成 27 年 9 月 15 日 (火)
第 8 7 3 4 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	指定障害福祉サービス事業者の指定 (626) (東部福祉保健事務所) 2
	県道の区域の変更 (627) (道路企画課) 2
	県道の供用の開始 (628) (〃) 2
◇ 選管告示	個人演説会を開催することができる施設の指定 (47) 2
◇ 公 告	砂利採取業務主任者試験の実施 (治山砂防課) 3
	警備業法に基づく検定の実施 (2件) (警察本部生活安全企画課) 4

告 示

鳥取県告示第626号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成27年9月15日

鳥取県東部福祉保健事務所長 大 口 豊

名 称	主たる事務所 の所在地	指定に係る障害福祉 サービス事業を行う 事業所の名称	指定に係る障害福祉 サービス事業を行う 事業所の所在地	障害福祉サービス の種類	指定年月日
特定非営利 活動法人松 風	岩美郡岩美町 大字浦富 1418 - 2	からふる	岩美郡岩美町大字浦 富 1418- 2	就労継続支援 B 型	平成 27 年 9 月 14 日

鳥取県告示第627号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成27年9月15日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成27年9月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路 線 名	変 更 前後別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
網代港岩美停 車場線	変更前	岩美郡岩美町大字浦富字下前田611-7地先から同 大字字外池田1111-50地先まで	6.9~21.3	119.0
		岩美郡岩美町大字浦富字外池田1111-34地先から 同字1111-47地先まで	7.8~10.3	42.0
	変更後	岩美郡岩美町大字浦富字下前田611-7地先から同 大字字外池田1111-50地先まで	8.6~39.6	135.0
		岩美郡岩美町大字浦富字外池田1111-33地先から 同字1111-47地先まで	9.2~13.7	50.0

鳥取県告示第628号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成27年9月15日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成27年9月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路 線 名	区 間	供用開始の期日
網代港岩美停車場線	岩美郡岩美町大字浦富字下前田 611-7 地先から同大字字外 池田 1111-47 地先まで	平成 27 年 9 月 15 日

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第47号

米子市選挙管理委員会から公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第3項の規定により次のとおり同条第1項第3号の個人演説会等を開催することができる施設の指定をした旨の報告があったので、同条第4項の規定により告示する。

平成27年9月15日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

施設の名称	所在地
鳥取県立武道館	米子市両三柳3192-14

公 告

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第15条第1項の規定により、平成27年度の砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

平成27年9月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 試験の日時及び場所

- (1) 試験の日時 平成27年11月13日（金）午前10時から
- (2) 試験の場所 鳥取市東町一丁目271

鳥取県庁第二庁舎 4 階第28会議室及び第33会議室

2 試験科目及び試験時間

試験科目	試験時間
ア 砂利の採取に関する法令	2 時間
イ 砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。）	

3 受験申込手続

受験願書（写真（縦4センチメートル×横3センチメートルのカラー写真（コピーは不可とする。）とし、出願前6月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に、撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの、以下「カラー写真」という。）を添付すること。）及び受験票（カラー写真を貼り付けること。）を、平成27年9月18日（金）から同年10月16日（金）までの各日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）に県土整備部治山砂防課、各県土整備事務所又は各総合事務所県土整備局に提出すること。

なお、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出する場合は、平成27年10月16日（金）までの消印又は信書便の役務のうち消印に準ずるもののあるものに限り受け付けるものとし、受験票には宛先を記入し52円切手を貼り付けること。また、受験願書及び受験票は、県土整備部治山砂防課、各県土整備事務所及び各総合事務所県土整備局に備えてある所定の用紙を使用しなければならない。

4 受験手数料及びその納付方法

- (1) 受験手数料 8,000円
- (2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の所定の欄に貼り付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

5 合格者の発表等

合格者の発表日等については、試験の当日に試験の会場において案内する。

6 その他

- (1) 受験願書及び受験票を提出した者には、受験票に受付印を押印し、受験番号を記載して交付又は返送を

する。

- (2) 受験についての詳細は、次に問い合わせること。

県土整備部治山砂防課（電話0857-26-7384）

鳥取県土整備事務所（電話0857-20-3641）

八頭県土整備事務所（電話0858-72-3857）

中部総合事務所県土整備局（電話0858-23-3217）

西部総合事務所米子県土整備局（電話0859-31-9712）

西部総合事務所日野振興センター日野県土整備局（電話0859-72-2047）

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項の規定に基づき、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第4条に規定する検定を次のとおり実施する。

平成27年9月15日

鳥取県公安委員会委員長 増 谷 立 夫

- 1 検定に係る警備業務の種別及び級

施設警備業務 1級

- 2 実施日時

- (1) 学科試験

平成27年12月15日（火）午前9時30分から午前11時まで

- (2) 実技試験

平成28年1月19日（火）午前9時30分から午後5時まで

- 3 実施場所

鳥取市東町一丁目271 鳥取県警察本部庁舎

- 4 受検定員

30名

- 5 検定の内容

- (1) 学科試験

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 警備業務対象施設における保安に関すること。

エ 施設警備業務の管理に関すること。

オ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

- (2) 実技試験

ア 警備業務対象施設における保安に関すること。

イ 施設警備業務の管理に関すること。

ウ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

- 6 受検資格

県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものであって、次のいずれかに該当する者であること。

- (1) 施設警備業務について2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の

交付を受けた後、施設警備業務に従事した期間が1年以上であるもの

- (2) 鳥取県公安委員会が前号に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

- 7 検定申請書の受付期間

平成27年11月9日（月）から同月13日（金）までの日の午前8時30分から午後5時まで

- 8 検定申請書の提出先等

次の警察署に提出すること（持参以外の方法による検定申請書の提出は、認めない。）。

なお、検定申請の受付は、先着順とし、受検定員に達した場合は受付期間の途中であっても締め切る。

- (1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を管轄する警察署
- (2) 県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所の所在地を管轄する警察署

9 検定申請書の提出部数等

検定申請書は 1 通とし、次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面
- (2) 県外に住所を有する警備員で、その者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所に属することを疎明する書面
- (3) 写真（申請前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦 3 センチメートル、横 2.4 センチメートルの大きさで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2 葉
- (4) 6 の(1)に該当する者は、そのことを疎明する書面
- (5) 6 の(2)に該当する者は、1 級検定受検資格認定書の写し

10 検定手数料及び納付方法

検定手数料は、16,000 円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を警備業関係手数料納付書の所定欄に貼り付けて納付すること。この場合、消印をしないこと。

11 その他

- (1) 実技試験は、学科試験合格者に対してのみ実施する。
- (2) 受検者は、筆記用具を持参すること。
- (3) この検定についての問合せは、各警察署又は鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話 0857-23-0110（代））にすること。

警備業法（昭和 47 年法律第 117 号）第 23 条第 1 項の規定に基づき、警備員等の検定等に関する規則（平成 17 年国家公安委員会規則第 20 号）第 4 条に規定する検定を次のとおり実施する。

平成 27 年 9 月 15 日

鳥取県公安委員会委員長 増 谷 立 夫

1 検定に係る警備業務の種別及び級

施設警備業務 2 級

2 実施日時

(1) 学科試験

平成 27 年 12 月 15 日（火）午前 9 時 30 分から午前 11 時まで

(2) 実技試験

平成 28 年 1 月 20 日（水）午前 9 時 30 分から午後 5 時まで

3 実施場所

鳥取市東町一丁目 271 鳥取県警察本部庁舎

4 受検定員

30 名

5 検定の内容

(1) 学科試験

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 警備業務対象施設における保安に関すること。

エ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験

ア 警備業務対象施設における保安に関すること。

イ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

6 受検資格

県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものであること。

7 検定申請書の受付期間

平成27年11月9日（月）から同月13日（金）までの日の午前8時30分から午後5時まで

8 検定申請書の提出先等

次の警察署に提出すること（持参以外の方法による検定申請書の提出は、認めない。）。

なお、検定申請の受付は、先着順とし、受検定員に達した場合は受付期間の途中であっても締め切る。

(1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を管轄する警察署

(2) 県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所の所在地を管轄する警察署

9 検定申請書の提出部数等

検定申請書は1通とし、次に掲げる書類を添付すること。

(1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面

(2) 県外に住所を有する警備員で、その者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所に属することを疎明する書面

(3) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルの大きさで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）2葉

10 検定手数料及び納付方法

検定手数料は、16,000円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を警備業関係手数料納付書の所定欄に貼り付けて納付すること。この場合、消印をしないこと。

11 その他

(1) 実技試験は、学科試験合格者に対してのみ実施する。

(2) 受検者は、筆記用具を持参すること。

(3) この検定についての問合せは、各警察署又は鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0857-23-0110（代））にすること。